（附加給付）
第17条　［略］
(1)～(2)　［略］
［号を削る。］
２　［略］
［見出しを削る。］
第20条　削除

第６章　掛金及び負担金
（掛金及び負担金の額）
第24条　［略］

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	49.37/1,000	1.09/1,000	7.54/1,000	49.37/1,000	1.09/1,000	7.54/1,000
短期組合員	49.37/1,000	1.09/1,000	7.54/1,000	49.37/1,000	1.09/1,000	7.54/1,000
任意継続組合員	98.74/1,000	2.18/1,000	15.08/1,000			

（附加給付）
第17条　［同左］
(1)～(2)　［同左］
(3)　傷病手当金附加金
２　［同左］
（傷病手当金附加金）
第20条　組合員（任意継続組合員を除く。以下この項について同じ。）が法第66条の傷病手当金の支給期間が経過してなお引き続いて専ら療養のため勤務に服することができないときは、１日につき同条（第４項及び第５項を除く。）及び法第69条第１項の規定の例により計算した額を傷病手当金附加金として支給する。ただし、当該組合員が組合員の資格を喪失したとき、又は傷病手当金附加金支給開始後６月を経過したときのいずれかに該当することになったとき以後は、この限りでない。

第６章　掛金及び負担金
（掛金及び負担金の額）
第24条　［同左］

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	43.83/1,000	1.09/1,000	9.34/1,000	43.83/1,000	1.09/1,000	9.34/1,000
短期組合員	43.83/1,000	1.09/1,000	9.34/1,000	43.83/1,000	1.09/1,000	9.34/1,000
任意継続組合員	87.66/1,000	2.18/1,000	18.68/1,000			

２　［略］

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	49.37/1,000	1.09/1,000	7.54/1,000
短期組合員	49.37/1,000	1.09/1,000	7.54/1,000

３　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「49.37/1,000」とあるのは「1.32/1,000」とする。
４・５　［略］

２　［同左］

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	43.83/1,000	1.09/1,000	9.34/1,000

［行を加える。］

３　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「43.83/1,000」とあるのは「1.01/1,000」とする。
４・５　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則
１　この変更は、令和７年４月１日から施行する。
２　変更後の第24条第１項から第３項までの規定は、令和７年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
３　施行日前に組合員（任意継続組合員を除く。）が法第66条の傷病手当金の支給期間が経過してなお引き続いて専ら療養のため勤務に服することができない場合における傷病手当金附加金の支給については、なお従前の例による。

独立行政法人日本スポーツ振興センター令和５事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和５事業年度独立行政法人日本スポーツ振興センターの財務諸表について、次のとおり公告します。

令和７年４月18日

東京都新宿区霞ヶ丘町４番１号
独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長　芦立　　訓